

事 務 連 絡

平成24年12月12日

北海道労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年9月5日から7日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成25年1月18日（金）までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察結果

北 海 道 労 働 局

平成24年9月7日実施

【是正指示事項】

1 基本的な事務処理の徹底状況

労災関係書類等を廃棄する場合は、書類等の選別を管理者又は補助者と担当者の複数名で行わなければならないにもかかわらず、担当者のみで行っている状況がみられた。

このため、通達に基づく処理の徹底を図ること。

2 長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「労災補償請求事案の長期未決対策要綱」）で定めた長期未決対策に係る事務処理手順に基づき処理しなければならないにもかかわらず、これを徹底していないことを要因として、以下のような問題のある事案がみられた。

このため、局業務実施計画に定めた事務処理手順を局自ら確実に実施するとともに、署に対する指導を徹底すること。

(1) 事案検討会

精神障害事案について、処理に遅延が生じているにもかかわらず、3か月～6か月にわたり事案検討会が開催されていない。

(2) 署管理者の指示・指導

上記(1)の期間内に生じている処理遅延に対して、署管理者の指示がない、あるいは、的確な指示となっていない。

(3) 局の指示・指導

署から協議があった事案について、特段の事由もなく3か月間指示していない。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

苫小牧労働基準監督署

平成24年9月5日実施

【是正指示事項】

基本的な事務処理の徹底状況

労災関係書類等を廃棄する場合は、書類等の選別を管理者又は補助者と担当者の複数名で行わなければならないにもかかわらず、担当者のみで行っている状況がみられた。

このため、通達に基づく処理の徹底を図ること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

苫小牧労働基準監督署

平成24年9月5日 実施

【是正指示事項】

徴収業務に係る事務処理状況

収入官吏が領収した払込未済の現金は、主任収入官吏が管理する金庫に格納保管しなければならないにもかかわらず、労災課長が管理する金庫に格納保管している状況がみられた。

このため、手引に基づく適正な処理を行うこと。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

札幌東労働基準監督署

平成24年9月6日実施

【是正指示事項】

基本的な事務処理の徹底状況

操作カードの管理については、操作カード管理者たる署長が管理しなければならないにもかかわらず、労災第一課長が管理している状況がみられた。

このため、通達に基づく厳正な管理体制の整備を図ること。

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働基準監督署

〇〇市陽基平監官指		是 正 改 善 状 況	是 正 指 示 事 項
		【措置済】 【措置予定】	

中央勞働保險適用徵收業務監察 是正改善狀況報告

○○労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

事 務 連 絡

平成24年12月12日

青森労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年9月26日から28日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成25年1月18日（金）までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察結果

青 森 労 働 局

平成24年9月27日実施

【是正指示事項】

1 長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「労災補償事務実施要領」等）に基づく署の事務処理に当たり、局は、一部の事案に以下の問題点があることを把握しているにもかかわらず、署に対して、処理状況の確認、的確な指示・指導を行っていない状況がみられた。

このため、問題のある署に対しては、必ず処理状況を確認の上、的確な指示・指導を行うとともに、局業務実施計画に基づく事務処理の徹底を指導すること。

(1) 処理経過票

ア 請求人聴取等の初動調査が当初計画から6か月後の着手となっている。

イ 署長は、毎月1回以上、処理経過票を決裁し、事案の処理状況を確認しなければならないにもかかわらず、3か月間決裁されていない。

(2) 署管理者の指示・指導

上記(1)に関連し、その間に生じている処理遅延に対する署管理者の指示が期限を付した具体的な指示となっていない。

2 第三者行為災害に係る事務処理状況

局管理者は、第三者行為災害に係る求償事務や債権管理の事務処理について、担当者任せとすることなく、進捗状況を組織的に管理できる体制を整備しなければならないにもかかわらず、これを整備していない状況がみられた。

このため、進捗状況を組織的に管理できる体制を整備の上、的確な進捗管理を行うこと。

3 費用徴収に係る事務処理状況

(1) 署からの報告事案の管理状況

署から報告のあった費用徴収事案については、局における業務の進捗状況

を確認できるようにするため、事案の概要や受付から徴収決定までの事務処理経過を一覧で把握できる表を作成し、月1回以上労災補償課長までの決裁を徹底しなければならないにもかかわらず、全く決裁していない状況がみられた。

このため、月1回以上労災補償課長までの決裁を徹底すること。

(2) 適正な債権管理の徹底

局管理者は、徴収決定後の債権管理の事務処理について、担当者任せとすることなく、進捗状況を組織的に管理できる体制を整備しなければならないにもかかわらず、これを整備していない状況がみられた。

このため、進捗状況を組織的に管理できる体制を整備の上、的確な進行管理を行うこと。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

青 森 労 働 局

平成24年9月28日実施

【是正指示事項】

1 徴収業務に係る事務処理状況

収入官吏等証票は、施錠できるロッカー、金庫等で保管し、紛失すること等がないようその管理を徹底しなければならないにもかかわらず、保管場所を職員が使用する机等、職員個人による管理としている状況がみられた。

このため、通達に基づき、施錠できる所定の保管場所での保管管理を徹底すること。

2 年度更新の実施状況

年度更新の事前の周知等に併せ、都道府県社会保険労務士会や（社）全国労働保険事務組合連合会、事業主団体等に対し、年度更新手続における電子申請の利用について協力を要請しなければならないにもかかわらず、県社会保険労務士会及び県労働保険事務組合連合会に対して要請していない状況がみられた。

このため、県社会保険労務士会及び県労働保険事務組合連合会に対し、電子申請の利用促進について要請すること。

3 未手続事業一掃対策の取組状況

平成22年度から繰り越した未手続事業で、常用労働者が10人以上の事業場については、平成23年度中に、全て職権による成立手続を行わなければならないにもかかわらず、職権による成立手続を行っていない事案がみられた。

このため、直ちに職権による成立手続を行うとともに、今後、同様の事案を発生させないこと。

4 労働保険事務組合に対する監査・指導状況

事務組合に対する監査に当たっては、委託事業場に対する算定基礎調査を併

せて実施しなければならないにもかかわらず、一部の事務組合において実施していない状況がみられた。

このため、事務組合監査に併せて委託事業場に対する算定基礎調査を実施すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

弘前労働基準監督署

平成24年9月26日実施

【是正指示事項】

徴収業務に係る事務処理状況

収入官吏等証票は、施錠できるロッカー、金庫等で保管し、紛失すること等がないようその管理を徹底しなければならないにもかかわらず、保管場所を職員が使用する机等、職員個人による管理としている状況がみられた。

このため、通達に基づき、施錠できる所定の保管場所での保管管理を徹底すること。

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞働保險適用徵收業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】	
	【措置予定】	

中央勞働保險適用徵收業務監察 是正改善狀況報告

○○労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

事 務 連 絡

平成24年12月12日

秋田労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年10月10日から12日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成25年1月18日（金）までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察結果

秋 田 労 働 局

平成24年10月11日実施

【是正指示事項】

1 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

アフターケア健康管理手帳交付申請書については、健康管理手帳交付申請書受付簿を作成し、また、システムにより管理できない申請書については、「事務処理の流れを把握できる表」を作成し、進捗状況を組織的に管理しなければならないにもかかわらず、社会復帰促進等事業の各業務の進捗状況を定期的に確認していない状況がみられた。

このため、当該各業務の進捗状況を定期的に確認すること。

2 地方労災補償業務監察の運用状況

机上監察の対象月については、不正受給等防止対策の観点から、対象月の変更に係る検討を行わなければならないにもかかわらず、毎年同じ月としている状況がみられた。

このため、対象月の変更の検討を行って実施すること。

3 職員研修の実施状況

新任の労災担当課長研修において、当該署における重点課題、局業務実施計画を踏まえた労災担当課長の役割とその事務等について説明する際には、説明時間を3時間以上確保すべきにもかかわらず、これが不十分な状況がみられた。

このため、新任の労災担当課長に対する説明時間は3時間以上確保すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

秋 田 労 働 局

平成24年10月12日実施

【是正指示事項】

1 労働保険料等の適正徴収の状況

主任収入官吏の職にある職員が納付委託を受けた場合、納付受託証書の原符に私印又は官印を押印しなければならないにもかかわらず、押印されていない状況がみられた。

このため、手引きに基づく適正な処理を行うこと。

2 職員研修の実施状況

新任の署長、次長研修においては、主任収入官吏における事務処理等について説明する必要がある、そのためには説明時間を1時間以上確保すべきにもかかわらず、これが不十分な状況がみられた。

このため、新任の署長、次長に対する説明時間は1時間以上確保すること。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

秋田労働基準監督署

平成24年10月10日実施

【是正指示事項】

石綿関連疾患事案の適正な診断状況

石綿関連疾患事案の労災認定に当たって、労災医員等の意見を徴することなく、医学的事項の確認が不十分なまま業務上外の判断を行っているものが認められた。

このため、石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領に基づく確な調査を徹底すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

秋田労働基準監督署

平成24年10月10日実施

【是正指示事項】

徴収業務に係る事務処理状況

収入官吏等証票は、施錠できるロッカー、金庫等で保管し、紛失すること等がないようその管理を徹底しなければならないにもかかわらず、保管場所を職員が使用する机等、職員個人による管理としている状況がみられた。

このため、通達に基づき、施錠できる所定の保管場所での保管管理を徹底すること。

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞働保險適用徵收業務監察 是正改善狀況報告

○○勞働基準監督署

備	考
---	---

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】	
	【措置予定】	

事 務 連 絡

平成24年12月12日

山形労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年9月5日から7日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成25年1月18日（金）までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

山 形 労 働 局

平成24年9月7日実施

【是正指示事項】

年度更新の実施状況

局が行う年度更新等の手続については、原則電子申請を利用しなければならないにもかかわらず、特段の事由もなく、電子申請を利用していない状況がみられたので、来年度以降は必ず電子申請により手続きすること。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

庄内労働基準監督署

平成24年9月5日実施

【是正指示事項】

石綿関連疾患事案の適正な診断状況

石綿関連疾患事案の労災認定に当たって、労災医員等の意見を徴することなく、医学的事項の確認が不十分なまま業務上外の判断を行っているものが認められた。

このため、石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領に基づく的確な調査を徹底すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

庄内労働基準監督署

平成24年9月5日実施

【是正指示事項】

徴収業務に係る事務処理状況

収入官吏等証票は、施錠できるロッカー、金庫等で保管し、紛失すること等がないようその管理を徹底しなければならないにもかかわらず、保管場所を職員が使用する机等、職員個人による管理としている状況がみられた。

このため、通達に基づき、施錠できる所定の保管場所での保管管理を徹底すること。

中央勞働保險適用徵収業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

事 務 連 絡

平成24年12月12日

茨城労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年9月12日から14日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を別添様式により、平成25年1月18日（金）までに報告されたい。

なお、労働基準監督署については是正指示事項がないことを申し添える。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

茨 城 労 働 局

平成24年9月13日実施

【是正指示事項】

費用徴収に係る事務処理状況

局管理者は、署から報告のあった費用徴収事案の進捗状況等事務処理の流れを把握できる表を定期的に決裁するとともに速やかに費用徴収該当の有無を決定しなければならないにもかかわらず、年度を繰り越した未決事案について決裁せずに給付から2年以上経過し費用徴収の該当の有無を決定していない事案がみられた。

このため、局管理者は、全ての事案についてその進捗状況を定期的に把握し、的確な進行管理を行うこと。

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

事 務 連 絡

平成24年12月12日

埼玉労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年10月3日から5日に実施したが、局においては是正指示事項がなく、労働基準監督署の結果について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を別添様式により、平成25年1月18日（金）までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

川越労働基準監督署

平成24年10月3日実施

【是正指示事項】

徴収業務に係る事務処理状況

1 収入官吏の任免

収入官吏の任免に係る事務処理について、以下のような問題がみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

- (1) 主任収入官吏及び主任歳入歳出外現金出納官吏の事務の範囲が不適切なものとなっている。
- (2) 分任収入官吏代理の対象となる範囲が明示（特定）されていない。

2 現金領収証書

分任収入官吏を免じられたとき、全く使用していない現金領収証書については物品管理官に返納しなければならないにもかかわらず、当該手続をせずに、新たに任命された分任収入官吏が引き続き使用している状況がみられた。

このため、手引に基づく適正な処理を徹底すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

所沢労働基準監督署

平成24年10月4日実施

【是正指示事項】

徴収業務に係る事務処理状況

収入官吏の任免に係る事務処理について、以下のような問題がみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

- 1 主任収入官吏及び主任歳入歳出外現金出納官吏の事務の範囲が不適切なものとなっている。
- 2 分任収入官吏代理の対象となる範囲が明示（特定）されていない。

中央勞働保險適用徴収業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】	
	【措置予定】	

事 務 連 絡

平成24年12月12日

東京労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年9月26日から28日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成25年1月18日（金）までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

東 京 労 働 局

平成24年9月28日実施

【是正指示事項】

1 労災診療費の適正処理状況

労災診療費の誤請求の多い医療機関を把握して個別の実地指導を行わなければならないにもかかわらず、個別の実地指導を行っていない状況がみられた。

このため、労災診療費の誤請求の多い医療機関を把握の上、個別の実地指導を計画的に行うこと。

2 職員研修の実施状況

初めて労災補償業務に就く職員に対する実地訓練については、「労災業務〇」J Tマニュアル」に基づき実施することとされているが、当該実地訓練に当たり以下のような問題がみられた。

このため、局は同マニュアルに基づく実施事項を確実に行うとともに、実施対象署への指導等を徹底すること。

(1) 局は、署から報告のあった計画案について検討・調整を行い、実地訓練計画を確定しなければならないにもかかわらず、確定を行わず実地訓練を署任せにしている。

(2) 局は、該当署に対して、実地訓練の指導教官の任命を行っていない。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

立川労働基準監督署

平成24年9月26日実施

【是正指示事項】

石綿関連疾患事案の適正な診断状況

石綿関連疾患事案の労災認定に当たって、労災医員等の意見を徴することなく、医学的事項の確認が不十分なまま業務上外の判断を行っているものが認められた。

このため、石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領に基づく確な調査を徹底すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

立川労働基準監督署

平成24年9月26日実施

【是正指示事項】

徴収業務に係る事務処理状況

貴署における分任収入官吏の代理として、労災第二課長が任命されているが、分任収入官吏でもある当該課長に係る代理が任命されていない状況がみられた。

このため、局と協議の上、適正な任命となるよう改めること。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

足立労働基準監督署

平成24年9月27日実施

【是正指示事項】

石綿関連疾患事案の適正な診断状況

石綿関連疾患事案の労災認定に当たって、労災医員等の意見を徴することなく、医学的事項の確認が不十分なまま業務上外の判断を行っているものが認められた。

このため、石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領に基づく的確な調査を徹底すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

足立労働基準監督署

平成24年9月27日実施

【是正指示事項】

徴収業務に係る事務処理状況

貴署における分任収入官吏の代理として、労災第二課長が任命されているが、分任収入官吏でもある当該課長に係る代理が任命されていない状況がみられた。このため、局と協議の上、適正な任命となるよう改めること。

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞働保險適用徵收業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

事 務 連 絡

平成24年12月12日

神奈川労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年10月23日から26日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成25年1月18日（金）までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察結果

神 奈 川 労 働 局

平成24年10月26日実施

【是正指示事項】

1 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

システムにより管理できない社会復帰促進等事業に係る事務については、「事務処理の流れを把握できる表」を作成し、進捗状況を組織的に管理しなければならないにもかかわらず、外科後処置申請書に係る当該表（貴局における「外科後処置承認書」）に受付年月日欄を設けていない、管理者が定期的に確認していない状況がみられた。

このため、当該表に受付年月日欄を設けるとともに、当該業務の進捗状況を定期的に確認すること。

2 地方労災補償業務監察の運用状況

通信監察において、請求人の居所が不明の事案や対象とした請求人から回答がなかった事案については、追跡調査を実施し、不正受給の事実がないことを確認しなければならないにもかかわらず、確認が不十分のまま調査を終了している状況がみられた。

このため、必要な追跡調査を実施し、不正受給の事実がないことを確認すること。

3 職員研修の実施状況

新任の署長・次長に対しては、中央監察で指摘された問題点とその原因のほか、地方監察や業務指導を通じて独自に把握した課題を踏まえて、局業務実施計画（貴局における「労災関係業務実施要領」）に定められた署管理者として徹底すべき事項について、説明時間を1時間以上確保した研修をしなければならないにもかかわらず、これが不十分な状況がみられた。

このため、新任の署長、次長に対する説明時間は1時間以上確保すること。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

神 奈 川 労 働 局

平成24年10月25日実施

【是正指示事項】

1 労働保険料等の適正徴収の状況

(1) 納付受託証書

主任収入官吏の職にある職員が納付委託を受けた場合には、納付受託証書の原符に私印を押印しなければならないにもかかわらず、押印漏れがみられた。

このため、手引に基づく適正な処理を行うこと。

(2) 納付受託証券整理簿

再委託した受託証券が完結した場合は、納付受託証券整理簿の備考欄に徴収課長が確認印を押印しなければならないにもかかわらず、これを押印していない状況がみられた。

このため、手引に基づく適正な処理を行うこと。

2 労働保険事務組合に対する監査・指導状況

事務組合に対する監査に当たっては、委託事業場に対する算定基礎調査を併せて実施しなければならないにもかかわらず、一部の事務組合において実施していない状況がみられた。

このため、事務組合監査に併せて委託事業場に対する算定基礎調査を実施すること。

3 職員研修の実施状況

新任の署長、次長研修においては、主任収入官吏における事務処理等について説明する必要がある、そのためには説明時間を1時間以上確保すべきにもかかわらず、これが不十分な状況がみられた。

このため、新任の署長、次長に対する説明時間は1時間以上確保すること。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

川崎北労働基準監督署

平成24年10月24日実施

【是正指示事項】

費用徴収に係る事務処理状況

労働者災害補償保険法第31条第1項第2号（滞納中の事故）の規定に基づく費用徴収については、局が定める「労災関係業務実施要領」に基づき、新規請求事案について徴定・収納台帳検索等を行い、労働保険料の滞納の有無及び収納年月日等の確認をしなければならないにもかかわらず、当該確認を徹底していない状況がみられた。

このため、同実施要領に定める事務処理を徹底すること。

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞働保險適用徵收業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

事 務 連 絡

平成24年12月12日

長野労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年9月26日から28日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

については、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成25年1月18日（金）までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察結果

長 野 労 働 局

平成24年9月27日実施

【是正指示事項】

1 基本的な事務処理の徹底状況

- (1) 平成19年7月20日付け基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」に基づき、労災補償課長は、毎年度当初において、業務ごとに担当者及び決裁の順序を明記した文書を作成し、当該文書を労働基準部長に提出しなければならないにもかかわらず、労働基準部長に提出していないことが確認された。

このため、労働基準部長は、労災補償課長から当該文書の提出を受け、適切な事務処理が行われているか確認すること。

- (2) 外部電磁的記録媒体は、平成22年12月27日付け基労発1227第1号「労災保険関係書類等のリスク評価に基づく対策の導入について」に基づき、その使用状況を適正に管理しなければならないにもかかわらず、分庁舎に貸し出している外部電磁的記録媒体については、管理簿によりその使用状況を適正に管理していない状況がみられた。

このため、分庁舎に係るものについては、補助者を置き、管理簿によりその使用状況が適正に管理されるよう、体制の整備を図ること。

- (3) 労災関係書類等を廃棄する場合は、書類等の選別を管理者又は補助者と担当者の複数名で行わなければならないにもかかわらず、担当者のみで行っている状況がみられた。

このため、通達に基づく処理の徹底を図ること。

2 長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「労災補償業務実施要綱」）に基づく署の事務処理に当たり、局は、一部の事案に以下のような問題点があることを把握しているにもかかわらず、署に対して、処理状況の確認、的確な指示・指導を行っていない状況がみられた。

このため、問題のある署に対しては、必ず処理状況を確認の上、的確な指示・指導を行うとともに、局業務実施計画に基づく事務処理の徹底を指導すること。

(1) 処理経過表

ア 精神障害事案について、事案検討会における署長の指示が状況に応じた具体的な指示・指導となっていない。

イ 精神障害事案について、初動調査が請求書受付から1か月～4か月後の着手となっている。

(2) 署管理者の指示・指導

上記(1)に関連し、初動調査の遅れに対する指示・指導がない。また、署長が行った指示事項の処理が遅延しているにもかかわらず、履行の指示がない。

3 審査請求事案の処理状況

受理後6か月以上経過した脳・心臓疾患事案及び精神障害事案について棄却する場合には、請求人に対し決定の理由等をできる限り分かりやすく、懇切・丁寧に説明しなければならないにもかかわらず、説明していない事案がみられた。

このため、当該事案を棄却する場合には、決定の理由等をできる限り分かりやすく、懇切・丁寧に説明すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

長 野 労 働 局

平成24年9月28日実施

【是正指示事項】

1 労働保険料算定基礎調査の実施状況

平成19年10月5日付け基監発第1005002号・基徴発第1005001号「労働保険料の適正徴収等に係る都道府県労働局内の連携強化について」に基づく監督部署からの6月末までの報告がなく、また徴収部署からの確認もしていない状況がみられた。

このため、通達に基づく、連携体制の強化を図ること。

2 徴収業務に係る事務処理状況

収入官吏の任免に係る事務処理について、以下のような問題がみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

- (1) 分任収入官吏代理が、分任収入官吏に発令されていない者の中から、任命されている。
- (2) 分任収入官吏の代理として労災課長が任命されているものの、分任収入官吏でもある当該課長に係る代理が任命されていない。
- (3) 分任収入官吏代理の対象となる範囲が明示（特定）されていない。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

長野労働基準監督署

平成24年9月26日実施

【是正指示事項】

基本的な事務処理の徹底状況

署長の特別休暇期間中、次長を事務代理者として任命しているにもかかわらず、署長が保険給付の決定をしていることがみられた。

このため、今後は、適正な処理を行うこと。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

長野労働基準監督署

平成24年9月26日実施

【是正指示事項】

徴収業務に係る事務処理状況

主任収入官吏が1日以上不在にもかかわらず、主任収入官吏の代理による処理を行っていないことが認められたので、手引に基づく適正な処理を徹底すること。

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞働保險適用徵収業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞働保險適用徵收業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

事 務 連 絡

平成24年12月12日

愛知労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年10月16日から19日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

については、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成25年1月18日（金）までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

【是正指示事項】

1 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 長期未決事案の処理状況

局業務実施計画(貴局における「労働保険適用徴収・労災補償業務実施要領」)に基づく署の事務処理に当たり、局は、一部の事案に以下のような問題点があることを把握しているにもかかわらず、署に対して、処理状況の確認、的確な指示・指導を行っていない状況がみられた。

このため、問題のある署に対しては必ず処理状況を確認の上、的確な指示・指導を行うとともに局業務実施計画に基づく事務処理の徹底を指導すること。

ア 調査計画書

精神障害事案について、処理に大幅な遅延があるにもかかわらず、調査計画を1年以上見直していない。

イ 事案検討会

精神障害事案について、処理に遅延が生じているにもかかわらず、4か月～10か月にわたり事案検討会が開催されていない。

ウ 処理経過簿

初動調査が請求書受付から2か月～5か月後の着手となっている。また、2か月以上調査等に着手されていない期間がある。

エ 管理者の指示・指導

上記イ・ウに関連して、その期間に生じている初動調査の遅れ及び処理遅延に対する署管理者による指示・指導がない。

(2) 第三者行為災害に係る事務処理状況

局管理者は、第三者行為災害に係る債権管理の事務処理について、担当者任せにすることなく、進捗状況を組織的に管理できる体制を整備しなければならないにもかかわらず、これを整備していない状況がみられた。

このため、進捗状況を組織的に管理できる体制を整備の上、的確な進行管理を行うこと。

(3) 費用徴収に係る事務処理状況

局管理者は、費用徴収に係る債権管理の事務処理について、担当者任せにすることなく、進捗状況を組織的に管理できる体制を整備しなければならないにもかかわらず、これを整備していない状況がみられた。

このため、進捗状況を組織的に管理できる体制を整備の上、的確な進行管理を行うこと。

(4) 審査請求事案の処理状況

労災補償課長は、「審査請求処理計画・処理経過簿」により、毎月必ず審査請求事案ごとの審理状況を把握しなければならないにもかかわらず、これを把握していない状況がみられた。

このため、労災補償課長は毎月「審査請求処理計画・処理経過簿」により審査請求事案ごとに審査請求処理計画の進捗状況を確認すること。

2 職員研修の実施状況

初めて労災補償業務に就く新任の職員に対する実地訓練については、「労災業務OJTマニュアル」に基づき、実施することとされているが、当該実地訓練に当たり、以下のような問題がみられた。

このため、局は同マニュアルに基づく実施事項を確実に行うとともに、実施対象署への指導等を徹底すること。

- (1) 局は、実施すべき事項の概要及びその留意点を作成し署へ示さなければならないにもかかわらず、これを作成していない。
- (2) 署は、計画案を作成し局へ報告しなければならないにもかかわらず、これを作成していない。
- (3) 局は、署から報告のあった計画案について検討・調整を行い、実地訓練計画を確定しなければならないにもかかわらず、署に対して計画案の督促もせず実地訓練を署任せにしている。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

愛 知 労 働 局

平成24年10月18日実施

【是正指示事項】

1 徴収業務に係る事務処理状況

(1) 分任収入官吏の任免

分任収入官吏は、労働局においては徴収主務課その他関係各課、監督署においては所属職員のうちから労働局長が任命するとしており、それぞれ所属を異動した場合はその官職を免じて新たな所属で任命しなければならないにもかかわらず、その任免手続を行っていない状況がみられた。

このため、手引に基づく適切な取扱いをすること。

(2) 分任収入官吏代理の任免

分任収入官吏の代理は、分任収入官吏に発令されている者の中から任命することとされているにもかかわらず、発令のない次長を分任収入官吏の代理として任命していた。

このため、手引に基づく適切な取扱いをすること。

2 労働保険事務組合に対する監査・指導状況

事務組合に対する監査に当たっては、委託事業場に対する算定基礎調査を併せて実施しなければならないにもかかわらず、一部の事務組合において実施していない状況がみられた。

このため、事務組合監査に併せて委託事業場に対する算定基礎調査を実施すること。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

一宮労働基準監督署

平成24年10月16日実施

【是正指示事項】

1 基本的な事務処理の徹底状況

操作カードの管理については、操作カード管理者たる署長が管理しなければならないにもかかわらず、次長が管理している状況がみられた。

このため、通達に基づく厳正な管理体制の整備を図ること。

2 長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「労働保険適用徴収・労災補償業務実施要領」）で定めた手順に基づく事務処理をしなければならないにもかかわらず、これが徹底されておらず、以下のような問題のある事案がみられた。

このため、署長は、職員に対して局業務実施計画に定められた事務処理を確実に実施させるとともに、署管理者による的確な指示・指導を徹底すること。

(1) 処理経過簿

- ・ 精神障害事案について、2か月以上調査等に着手していない。
- ・ 精神障害事案について、請求人への申立書及び同意書の依頼など初動調査を、請求書受付から1か月～5か月後に着手している。

(2) 署管理者の指示・指導

上記(1)に関連し、処理等の未着手期間及び初動調査の遅れに対して、署管理者が的確な指示・指導を行っていない。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

半田労働基準監督署

平成24年10月17日実施

【是正指示事項】

長期未決事案の処理状況

局業務実施計画(貴局における「労働保険適用徴収・労災補償業務実施要領」)で定めた手順に基づく事務処理をしなければならないにもかかわらず、これが徹底されておらず、以下のような問題のある事案がみられた。

このため、署長は、職員に対して局業務実施計画に定められた事務処理を確実に実施させるとともに、署管理者による的確な指示・指導を徹底すること。

1 事案検討会

精神障害事案について、毎月1回以上開催しなければならないにもかかわらず、4か月～9か月にわたり開催していない。

2 処理経過簿

精神障害事案について、医療機関等への病歴照会など初動調査を請求書受付から2か月～10か月後に着手している。

3 署管理者の指示・指導

上記1、2に関連して、その期間に生じている初動調査の遅れ及び処理遅延に対する署管理者が的確な指示・指導を行っていない。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

半田労働基準監督署

平成24年10月17日実施

【是正指示事項】

徴収業務に係る事務処理状況

物品管理官から現金領収証書の交付を受けたときは、表紙に交付を受けた年月日、課室署名及び官職氏名を記入しなければならないにもかかわらず、署名及び官職氏名を記入していない。

このため、手引に基づく適正な処理を行うこと。

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞働保險適用徵収業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇勞働基準監督署

備考	是正改善状況	是正指示事項
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞働保險適用徴収業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

事 務 連 絡

平成24年12月12日

大阪労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年10月30日から11月2日に実施したが、局においては是正指示事項がなく、労働基準監督署の結果について、別紙のとおり通知する。

については、是正改善状況を別添様式により、平成25年1月18日（金）までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

堺 労 働 基 準 監 督 署

平成24年10月30日実施

【是正指示事項】

徴収業務に係る事務処理状況

収入官吏等証票は、施錠できるロッカー、金庫等で保管し、紛失すること等がないようその管理を徹底しなければならないにもかかわらず、保管場所を職員が使用する机等、職員個人による管理としている状況がみられた。

このため、通達に基づき、施錠できる所定の保管場所での保管管理を徹底すること。

中央勞働保險適用徴収業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

事 務 連 絡

平成24年12月12日

兵庫労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年10月23日から26日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成25年1月18日（金）までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

兵 庫 労 働 局

平成24年10月25日実施

【是正指示事項】

労災保険給付等の迅速・適正処理状況

1 基本的な事務処理の徹底状況

操作カードの管理については、操作カード管理者たる労災補償課長が管理しなければならないにもかかわらず、労災管理調整官が管理している状況がみられた。

このため、通達に基づく厳正な管理体制の整備を図ること。

2 長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「労災保険業務実施要綱」）に定めた事務処理手順に基づき、署長は、複雑困難事案以外の事案で長期未決（3か月以上）となるおそれがある場合は、調査計画書を作成し局へ報告しなければならないにもかかわらず、報告されていない事案がみられた。

このため、局は、局業務実施計画で定めた事務処理手順の確実な実施について、関係職員に対する指導を徹底すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

兵 庫 労 働 局

平成24年10月26日実施

【是正指示事項】

労働保険事務組合に対する監査・指導

事務組合に対する監査の結果、事務処理改善指示を文書で行う必要がある事項については、局長の決裁を経た上で、当該文書により改善指示しなければならないにもかかわらず、労働保険料等を専用口座に預託していないなど不適正な事務処理について、口頭指摘にとどめている状況がみられた。

このため、事務組合に対する改善指示は、平成16年7月22日付け事務連絡「地方雇用保険監察官による労働保険事務組合への文書指示について」に基づき、的確に行うこと。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

尼崎労働基準監督署

平成24年10月23日実施

【是正指示事項】

基本的な事務処理の徹底状況

- 1 操作カードの管理については、操作カード管理者たる署長が管理しなければならないにもかかわらず、労災第一課長が管理している状況がみられた。
このため、通達に基づく厳正な管理体制の整備を図ること。
- 2 処理中の請求書類は、職員が個人的に管理している机等に保管せず、所定の保管場所に保管しなければならないにもかかわらず、職員個人の机上レターケースに保管している状況がみられた。
このため、通達に基づく厳正な管理体制の整備を図ること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

尼崎労働基準監督署

平成24年10月23日実施

【是正指示事項】

徴収業務に係る事務処理状況

供用後の現金領収証書等を保管する者は、主任収入官吏又は分任収入官吏が発令されている者のうち役職が一番上の者を指定しなければならないにもかかわらず、これに該当する労災第一課長がその指定を受けていないので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

西宮労働基準監督署

平成24年10月24日実施

【是正指示事項】

徴収業務に係る事務処理状況

主任収入官吏が1日以上不在にもかかわらず、主任収入官吏の代理による処理を行っていないことが認められたので、手引に基づく適正な処理を徹底すること。

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是正指示事項	是正改善状況	備考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働基準監督署

備考	是正改善状況	是正指示事項
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞働保險適用徵収業務監察 是正改善狀況報告

○○労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

事 務 連 絡
平成24年12月12日

香川労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年9月5日から7日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成25年1月18日（金）までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察結果

香 川 労 働 局

平成24年9月6日実施

【是正指示事項】

1 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 基本的な事務処理の徹底状況

平成19年7月20日付け基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」に基づき、労災補償課長は、毎年度当初において、業務ごとに担当者及び決裁の順序を明記した文書を作成し、当該文書を労働基準部長に提出しなければならないにもかかわらず、労働基準部長に提出していないことが確認された。

このため、労働基準部長は、労災補償課長から当該文書の提出を受け、適切な事務処理が行われているか確認すること。

(2) 長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」等）に基づく署の業務処理に当たり、局は、一部の事案に以下のような問題があることを把握しているにもかかわらず、署に対して処理状況の確認、的確な指示・指導を行っていない状況がみられた。

このため、問題のある署に対しては、必ず処理状況を確認の上、的確な指示・指導を行うとともに、局業務実施計画に基づく事務処理の徹底を指導すること。

ア 調査計画書

複雑困難事案以外の事案に係る調査計画の作成に当たり、必要な調査項目が予定されていない、また、完了時期が示されていない。

イ 処理経過表

- ・ 調査予定、あるいは局・署管理者の指示事項に対して、3～4か月後の着手となっている。
- ・ 4か月にわたり、内部検討のみで、具体的な調査に着手されていない。

ウ 署管理者の指示・指導

上記イに関連し、その間の署管理者の指示が、早期聴取など同様な指示を繰り返すのみで、期日を付した、あるいは状況に応じた具体的な指示・

指導となっていない。

(3) 第三者行為災害に係る事務処理状況

局管理者は、第三者行為災害に係る求償事務の事務処理について、担当者任せにすることなく、進捗状況を組織的に管理しなければならないにもかかわらず、局管理者による進行管理がなされていない状況がみられた。

このため、局管理者は、進捗状況を定期的に把握し、的確な進行管理を行うこと。

(4) 費用徴収に係る事務処理状況

局は、署から保険給付通知書を受けた場合は、局策定の「費用徴収事務処理要領」に基づき、費用徴収の該当の有無を判断し、所要の措置を行わなければならないにもかかわらず、特段の事由もなく、1年を超えて費用徴収の該当の有無を判断していない事案がみられた。

このため、要領で定めた事務処理を遅滞なく行うこと。

2 地方労災補償業務監察の運用状況

中央監察の結果報告書の内容については、各種会議・研修の機会を通じて説明し、周知・徹底しなければならないにもかかわらず、署長会議において説明していない状況がみられた。

このため、報告書の内容が署長に十分理解されるよう、会議等の場で説明すること。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

香 川 労 働 局

平成24年9月7日実施

【是正指示事項】

1 労働保険料等の適正徴収の状況

(1) 徴収業務に係る事務処理状況

分任収入官吏の帳簿の記載に当たり、当該分任収入官吏が1日以上不在により分任収入官吏代理が事務を代理した場合に「代理開始」「代理終了」を記入すべきところを、分任収入官吏が領収・払込をしているにもかかわらず、主任収入官吏が1日不在のときにも「代理開始」「代理終了」を記入する取扱いをしていた。

このため、手引に基づく適正な処理を行うこと。

(2) 年度更新の実施状況

年度更新の事前の周知等に併せ、都道府県社会保険労務士会や(社)全国労働保険事務組合連合会、事業主団体等に対し、年度更新手続における電子申請の利用について協力を要請しなければならないにもかかわらず、県社会保険労務士会及び県労働保険事務組合連合会に対して要請していない状況がみられた。

このため、県社会保険労務士会及び県労働保険事務組合連合会に対し、電子申請の利用促進について要請すること。

2 労働保険事務組合に対する監査・指導状況

事務組合に対する監査の結果、事務処理の改善指示を文書で行う必要がある事項については、局長の決裁を経た上で、当該文書により改善指示しなければならないにもかかわらず、労働保険料出納簿の未作成、保険料の立替や届出事務の評価が不適正なものについて、口頭指示に止めている状況がみられた。

このため、事務組合に対する改善指示は、平成16年7月22日付け事務連絡「地方雇用保険監察官による労働保険事務組合への文書指示について」に基づき、的確に行うこと。

3 地方労働保険適用徴収業務監察の運用状況

中央監察の結果報告書の内容については、各種会議・研修の機会を通じて説明し、周知・徹底しなければならないにもかかわらず、署長会議において説明していない状況がみられた。

このため、報告書の内容が署長に十分理解されるよう、会議等の場で説明すること。

中央労災補償業務監察結果

高松労働基準監督署

平成24年9月5日実施

【是正指示事項】

1 基本的な事務処理の徹底状況

操作カードの管理については、操作カード管理者たる署長が管理しなければならないにもかかわらず、労災課長が管理している状況がみられた。

このため、通達に基づく厳正な管理体制の整備を図ること。

2 長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」等）で定められた手順に基づく事務処理をしなければならないにもかかわらず、これが徹底されておらず、以下のような問題のある事案がみられた。

このため、署長は、職員に対して局業務実施計画に定められた事務処理を確実に実施させるとともに、署管理者による的確な指示・指導を徹底すること。

(1) 調査計画書

複雑困難事案以外の事案に係る調査計画書の作成に当たり、必要な調査項目を予定していない、また、完了時期を示していない。

(2) 処理経過表

調査予定、あるいは局・署管理者の指示事項に対して、3～4か月後の着手となっている。

(3) 署管理者の指示・指導

上記(2)の問題に関連し、その間、署管理者は、早期聴取など同様な指示を繰り返すのみであり、期日を付した、あるいは状況に応じた具体的な指示・指導を行っていない。

3 石綿関連疾患事案の適正な診断状況

石綿関連疾患事案の労災認定に当たって、労災医員等の意見を徴することなく、医学的事項の確認が不十分なまま業務上外の判断を行っているものが認められた。

このため、石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領に基づく的確な調査を徹底すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

高松労働基準監督署

平成24年9月5日実施

【是正指示事項】

徴収業務に係る事務処理状況

収入官吏等証票は、施錠できるロッカー、金庫等で保管し、紛失すること等がないようその管理を徹底しなければならないにもかかわらず、保管場所を職員が使用する机等、職員個人による管理としている状況がみられた。

このため、通達に基づき、施錠できる所定の保管場所での保管管理を徹底すること。

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】	
	【措置予定】	

中央勞働保險適用徵収業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

事 務 連 絡

平成24年12月12日

高知労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年10月3日から5日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成25年1月18日（金）までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

中央労災補償業務監察結果

高 知 労 働 局

平成24年10月4日実施

【是正指示事項】

労災保険給付等の迅速・適正処理状況

1 基本的な事務処理の徹底状況

平成19年7月20日付け基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」に基づき、労災補償課長は、事案担当者以外の者を入力担当者に指定しなければならないにもかかわらず、指定していない状況がみられた。

このため、事案担当者以外の者を入力担当者に指定するとともに、その旨、業務ごとに担当者及び決裁の順序を明記した文書等に記載しておくこと。

2 長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」及び「迅速・処理要領」）で定めた長期未決対策に係る事務処理手順に基づき処理しなければならないにもかかわらず、これを徹底していないことを要因として、以下のような問題のある事案がみられた。

このため、局業務実施計画に定めた事務処理手順を局自ら確実に実施するとともに、署に対する指導を徹底すること。

(1) 調査計画書

精神障害事案について、処理に大幅な遅延があるにもかかわらず、調査計画を見直していない。

(2) 署管理者の指示・指導

- ・ 処理が遅延している場合は、進捗状況に応じた調査等について、時期・方法を明らかにした具体的かつ実効性のある指示を行わなければならないにもかかわらず、指示がない、あるいは、抽象的な指示が繰り返されている。
- ・ 処理が大幅に遅延している場合は、調査計画の見直し及びその実施について、処理期間の定めを含めた具体的な指示・指導を行わなければなら

いにもかかわらず、必要な指示が行われていない。

(3) 局の指示・指導

- ・ 調査計画の変更が必要な事案がある場合は、文書により当該問題点の解消に係る必要な指示・指導を行わなければならないにもかかわらず、これを行っていない。
- ・ 処理遅延等の問題を把握した場合は、調査担当者に対して進行状況を直接確認し、調査方針及び方法を指示・指導しなければならないにもかかわらず、これを徹底していない。

3 費用徴収に係る事務処理状況

費用徴収に係る債権管理について、局管理者は、担当者任せにすることなく、進捗状況を組織的に管理できる体制を整備しなければならないにもかかわらず、これを整備していない状況がみられた。

このため、進捗状況を組織的に管理できる体制を整備の上、的確な進行管理を行うこと。

中央労働保険適用徴収業務監察結果

高 知 労 働 局

平成24年10月5日実施

【是正指示事項】

1 労働保険料等の適正徴収の状況

(1) 事務取扱補助者の任免

主任収入官吏事務取扱補助者の業務について、命免簿上指定されている補助者以外の者が行っている状況がみられた。

このため、手引に基づく適正な処理を行うこと。

(2) 現金領収証書

主任歳入歳出外現金出納官吏が歳入歳出外現金を領収した場合には、歳入歳出外現金領収証書の原符に検印しなければならないにもかかわらず、全く検印していない状況がみられた。

このため、手引に基づく適正な処理を行うこと。

(3) 収入官吏等証票の管理

収入官吏等証票は、施錠できるロッカー、金庫等で保管し、紛失すること等がないようその管理を徹底しなければならないにもかかわらず、保管場所を職員が使用する机等、職員個人による管理としている状況がみられた。

このため、通達に基づき、施錠できる所定の保管場所での保管管理を徹底すること。

(4) 年度更新の実施状況

年度更新の事前の周知等に併せ、都道府県社会保険労務士会や(社)全国労働保険事務組合連合会、事業主団体等に対し、年度更新手続における電子申請の利用について協力を要請しなければならないにもかかわらず、県社会保険労務士会及び県労働保険事務組合連合会に対して要請していない状況がみられた。

このため、県社会保険労務士会及び県労働保険事務組合連合会に対し、電子申請の利用促進について要請すること。

2 労働保険事務組合に対する監査・指導状況

事務組合に対する監査の結果、事務処理の改善指示を文書で行う必要がある事項については、局長の決裁を経た上で、当該文書により改善指示しなければならないにもかかわらず、全て口頭指示に止めている状況がみられた。

このため、事務組合に対する改善指示は、平成16年7月22日付け事務連絡「地方雇用監察官による労働保険事務組合への文書指示について」に基づき、的確に行うこと。

中央労災補償業務監察結果

高知労働基準監督署

平成24年10月3日実施

【是正指示事項】

1 基本的な事務処理の徹底状況

審査請求等により取消をされた事案については、事務処理の流れを把握できる表等を作成し、進捗状況を組織的に管理するとともに、原則として1か月以内の処理に努めなければならないにもかかわらず、特段の事由もなく、処理が大幅に遅延している事案がみられた。

このため、署管理者は、進捗状況を把握し、的確な進行管理を行うこと。

2 長期未決事案の処理状況

局業務実施計画（貴局における「労災補償業務実施要領」及び「迅速・処理要領」）で定めた手順に基づく事務処理をしなければならないにもかかわらず、これが徹底されておらず、以下のような問題のある事案がみられた。

このため、署長は、職員に対して局業務実施計画に定められた事務処理を確実に実施させるとともに、署管理者による的確な指示・指導を徹底すること。

(1) 調査計画書

精神障害事案について、調査が大幅に遅延しているにもかかわらず、調査計画の見直しを行っていない。

(2) 署管理者の指示・指導

精神障害事案について、処理に遅延が生じているにもかかわらず、署管理者が状況に応じた具体的な指示・指導を行っていない。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

高知労働基準監督署

平成24年10月3日実施

【是正指示事項】

徴収業務に係る事務処理状況

収入官吏等証票は、施錠できるロッカー、金庫等で保管し、紛失すること等がないようその管理を徹底しなければならないにもかかわらず、保管場所を職員が使用する机等、職員個人による管理としている状況がみられた。

このため、通達に基づき、施錠できる所定の保管場所での保管管理を徹底すること。

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞働保險適用徵收業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

事 務 連 絡
平成24年12月12日

熊本労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年9月12日から14日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成25年1月18日（金）までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

熊 本 労 働 局

平成24年9月13日実施

【是正指示事項】

1 労災保険給付等の迅速・適正処理状況

(1) 基本的な事務処理の徹底状況

平成19年7月20日付け基労補発第0720001号「都道府県労働局における労災補償業務の適正な実施等について」に基づき、労災補償課長は、毎年度当初において、業務ごとに担当者及び決裁の順序を明記した文書を作成し、当該文書を労働基準部長に提出しなければならないにもかかわらず、労働基準部長に提出していないことが確認された。

このため、労働基準部長は、労災補償課長から当該文書の提出を受け、適切な事務処理が行われているか確認すること。

(2) 第三者行為災害に係る事務処理状況

局管理者は、第三者行為災害に係る求償事務や債権管理の事務処理について、担当者任せとすることなく、進捗状況を組織的に管理できる体制を整備しなければならないにもかかわらず、これを整備していない状況がみられた。

このため、進捗状況を組織的に管理できる体制を整備の上、的確な進行管理を行うこと。

(3) 費用徴収に係る事務処理状況

局管理者は、徴収決定後の債権管理について、担当者任せとすることなく、進捗状況を組織的に管理できる体制を整備しなければならないにもかかわらず、これを整備していない状況がみられた。

このため、進捗状況を組織的に管理できる体制を整備の上、的確な進行管理を行うこと。

2 地方労災補償業務監察の状況

中央及び地方監察の結果報告書の内容については、各種会議・研修の機会を通じて説明し、周知・徹底しなければならないにもかかわらず、署長会議におい

て説明していない状況がみられた。

このため、両報告書の内容が署長に十分理解されるよう、会議等の場で説明すること。

3 職員研修の実施

新任の労災担当課長研修において、当該署における重点課題、局業務実施計画を踏まえた労災担当課長の役割とその事務等について説明する際には、説明時間を3時間以上確保すべきにもかかわらず、これが不十分な状況がみられた。

このため、新任の労災担当課長に対する説明時間は3時間以上確保すること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

熊 本 労 働 局

平成24年9月14日実施

【是正指示事項】

1 徴収業務に係る事務処理状況

スタンプ領収の取扱いにおいて、スタンプ領収を行う際には納付書等の各片の余白に取扱責任者（収納責任者）が私印を押印することになっているにもかかわらず、押印していない状況がみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

2 職員研修の実施状況

新任の署長、次長研修においては、主任収入官吏における事務処理等について説明する必要がある、そのためには説明時間を1時間以上確保すべきにもかかわらず、これが不十分な状況がみられた。

このため、新任の署長、次長に対する説明時間は1時間以上確保すること。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

菊池労働基準監督署

平成24年9月12日実施

【是正指示事項】

石綿関連疾患事案の適正な診断状況

石綿による疾病の業務上外の認定に当たって、「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査票」のⅡ医学的情報における特定事項について、労災医員等の意見書において主治医の意見に対し疑義を示している場合は、確定診断を依頼すべきであるにもかかわらず、依頼していないものが認められた。

このため、石綿確定診断等事業の実施に係る通達に基づく的確な運用に努めること。

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞働保險適用徵收業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】	
	【措置予定】	

事 務 連 絡

平成24年12月12日

大分労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

中央労災補償業務監察及び中央労働保険
適用徴収業務監察の実施結果について

貴局及び管下労働基準監督署における中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察は、平成24年10月17日から19日に実施したが、是正指示事項について、別紙のとおり通知する。

ついては、是正改善状況を労働基準監督署分も含め別添様式により、平成25年1月18日（金）までに報告されたい。

なお、労働基準監督署へは貴職から当該署長に手交されたい。

別 紙

中央労災補償業務監察結果

大 分 労 働 局

平成24年10月18日実施

【是正指示事項】

基本的な事務処理の徹底状況

操作カードの管理については、操作カード管理者たる労災補償課長が管理しなければならないにもかかわらず、労災管理調整官が管理している状況がみられた。

また、当該カードの使用についてカードリーダーに差したままとなっている状況がみられた。

このため、通達に基づく厳正な管理体制の整備を図ること。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

大 分 労 働 局

平成24年10月19日実施

【是正指示事項】

1 労働保険料算定基礎調査の実施状況

平成19年10月5日付け基監発第1005002号・基徴発第1005001号「労働保険料の適正徴収等に係る都道府県労働局内の連携強化について」に基づく監督部署からの6月末までの報告がなく、また徴収部署からの確認もしていない状況がみられた。

このため、通達に基づく、連携体制の強化を図ること。

2 徴収業務に係る事務処理状況

収入官吏の任免に係る事務処理について、以下のような問題がみられたので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

- (1) 主任収入官吏及び主任歳入歳出外現金出納官吏の事務の範囲が不適切なものとなっている。
- (2) 分任収入官吏代理の対象となる範囲が明示（特定）されていない。

別 紙

中央労働保険適用徴収業務監察結果

大分労働基準監督署

平成24年10月17日実施

【是正指示事項】

徴収業務に係る事務処理状況

1 現金領収証書

供用後の現金領収証書等を保管する者は、主任収入官吏又は分任収入官吏が発令されている者のうち役職が一番上の者を指定しなければならないにもかかわらず、これに該当する次長がその指定を受けていないので、手引に基づく適正な処理を行うこと。

2 現金出納簿等

主任収入官吏が1日以上不在にもかかわらず、主任収入官吏の代理による処理を行っていないことが認められたので、手引に基づく適正な処理を徹底すること。

中央勞災補償業務監察 是正改善狀況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央労働保険適用徴収業務監察 是正改善状況報告

〇〇労働局

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	

中央勞働保險適用徵收業務監察 是正改善狀況報告

○○労働基準監督署

是 正 指 示 事 項	是 正 改 善 状 況	備 考
	【措置済】 【措置予定】	